

## 茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日こ成事第453号こども家庭庁長官通知）の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」（別表において「交付要綱」という。）に規定する放課後児童クラブの整備を行うものに対し、市が補助金を交付することにより当該施設の整備を促進し、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童クラブ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。第4において「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいう。
- (2) 整備 次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	令和5年8月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」の第4により整備すること。

### (補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、第4に規定する事業者が放課後児童クラブを整備する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 茨木市学童保育室において待機児童が発生している又は発生する可能性がある小学校区において整備を行うこと。
- (2) 補助金の交付を受けて整備した放課後児童クラブにおいて、5年以上継続して放課後児童健全育成事業を実施すること。
- (3) 国の内示を受けた事業であること。

### (補助対象事業者)

第4 補助の対象となる事業者は、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人及びその他法第34条の8第2項の規定に基づき事業を実施するもの（実施を予定しているものを含む。）であって、営利を目的としないものとする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団の統制下にある者及び暴力団の構成員の統制下にある者を除く。

2 前項にかかわらず、整備予定の放課後児童クラブが茨木市放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年茨木市条例第20号）第2条により放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準とされた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合には、補助の対象としないものとする。  
（補助対象経費等）

第5 補助の対象となる経費及び基準額は、別表に定めるところによる。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

（補助金額）

第6 補助額は、別表に掲げる整備区分に応じ、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から当該事業に係る補助金以外の収入額（ただし、その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を除く。）を控除して得た額とを比較して少ない方の額に補助割合を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前協議及び内示）

第7 補助金の交付を受けようとするものは、別に定める期日までに施設の整備に関する計画について市長と協議しなければならない。

2 前項の協議をしようとするものは、茨木市放課後児童クラブ施設整備計画事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請予定額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

3 市長は、前項の書類を審査し、施設整備の内容が適当であると認めた場合は、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金内示通知書（様式第2号）により補助金の交付及び補助額を内示する。

（交付の条件）

第8 市長は、第7第3項の規定による内示を行う場合には、補助金の交付の条件として、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更

を除く。)

イ 建物等の用途

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。第19において「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）に規定する寄附金の配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

（補助金の交付申請）

第9 第7第3項の規定による内示を受けたものは、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付申請書（様式第3号）を指定された期日までに市長に提出し、補助金の交付を申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10 市長は、第9の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（変更の申請）

第11 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を、当該事業計画の中止又は廃止をしようとするときは、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金中止

(廃止) 承認申請書(様式第6号)を、第9に準じて提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合、市長は第10に準じて決定の内容を変更し、事業計画の変更のときは、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金変更承認通知書(様式第7号)、事業計画の中止又は廃止のときは、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第12 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第13 市長は、第12の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金確定通知書(様式第10号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第14 第13の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第15 市長は、第14の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第16 補助金の交付を受けたものは、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものが全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 3 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(立入検査)

第17 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第18 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第19 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助の取消し等)

第20 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年8月30日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和7年8月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年12月12日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月20日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第19の規定は、令和8年5月20日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

整備区分	種目	補助基準額及び補助対象経費	補助割合
創設及び改築	本体工事費	交付要綱に規定する基準額及び対象経費	4分の3
	賃借料加算		
	特殊附帯工事費		
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費		
拡張	本体工事費		3分の2
	賃借料加算		
	特殊附帯工事費		
大規模修繕	本体工事費		
	特殊附帯工事費		
	仮施設整備工事費		

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（提出先）茨木市長

所在地  
事業者名  
代表者名

茨木市放課後児童クラブ施設整備計画事前協議書

次のとおり放課後児童クラブの整備を計画したので、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助要綱第7第1項の規定により協議します。

- 1 補助金交付申請予定額 円
- 2 添付書類
  - (1) 申請予定額算出内訳書 別紙1のとおり
  - (2) 事業計画書 別紙2のとおり
  - (3) 収支予算書



茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金申請予定額算出内訳書

(整備区分)

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定) 額 B 円	その他の収入 (寄附金を除 く) C 円	差引額 (A-C) D 円	補助基準額 E 円	選定額 F 円	補助基本額 G 円	補助金 所要額 H 円
工 事 費								
工 事 事 務 費								
賃 借 料 加 算								
解体撤去・仮設施設整備費								
特 殊 附 帯 工 事 費								
(小 計)								
そ の 他 の 工 事 費								
合 計								

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。  
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 3 F欄には、区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)  
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の金額に所定の補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。



事業計画書

1 整備対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 施設の設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員（人）

2 補助金に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積  $m^2$
- イ 敷地の所有関係 自己所有地 借地 買収（予定）地
- ウ 整備の区分  
(創設・改築・拡張・大規模修繕の別)  
創設 改築 拡張 大規模修繕  
(賃借料加算の有無) 有 無  
(解体撤去工事の有無) 有 無  
(仮設施設整備工事の有無) 有 無  
(特殊附帯工事の有無) 有 無  
(初度設備の有無) 有 無
- エ 建物の面積 建築面積  $m^2$ 、延べ床面積  $m^2$
- オ 建物の構造 ( ) 造

- (注) 1 各室の室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び施設ごとの面積を明らかにしたものであること。)
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 事業費内訳

項目	金額	備考
工事費	円	1 m <sup>2</sup> 当たり 円
工事事務費	円	
賃借料加算	円	
その他の工事費	円	
解体撤去・仮設施設整備費	円	
特殊附帯工事費	円	
合計	円	

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価(円)	金額(円)	整備目的及び必要理由
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

項目	金額	備考
市補助金	円	
設置者負担金	円	
(内訳) 自己資金	円	
借入金	円	
寄附金	円	
その他	円	
合計	円	

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別 直営 請負  
イ 契約予定年月日 年 月 日  
ウ 着工予定年月日 年 月 日  
エ 完成予定年月日 年 月 日  
オ 事業開始予定年月日 年 月 日

(5) 抵当権設定の有無 有 無

(6) その他参考事項

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名  
様

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金内示通知書

年 月 日付けで事前協議のあった茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金については、次のとおり内示します。

1 補助金の内示額 円

2 整備対象施設

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 利用定員（人）

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

事業者名

代表者名

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付申請書

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額

円

様式第4号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名  
様

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第5号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
事業者名  
代表者名

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第6号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
事業者名  
代表者名

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので申請します。

- 1 補助対象事業
  
- 2 中止の期間又は廃止年月日  
（中止の期間） 年 月 日 ～ 年 月 日  
（廃止年月日） 年 月 日
  
- 3 中止（廃止）の内容及び理由
  
- 4 事業の実施の経緯
  
- 5 関係書類

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名

様

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 交付決定額    | 円 |
| 2 | 変更増減額    | 円 |
| 3 | 変更後交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第8号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名

様

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金は、次の条件を付けて中止（廃止）を承認します

条 件

年 月 日

茨木市長

様式第9号（第12関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地  
事業者名  
代表者名

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
  - (1) 精算額算出内訳書 別紙1のとおり
  - (2) 事業実績報告書 別紙2のとおり
  - (3) 収支決算書

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金精算額内訳書

(整備区分)

(施設の名称)

区 分	支出済 総事業費	対象経費の 実支出額	その他の収 入(寄附金 を除く)	差引額 (A-C)	補助基準額	選定額	補助基本額	補助金 所要額	補助金 交付決定額	補助金 交付確定額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
工 事 費										
工 事 事 務 費										
賃 借 料 加 算										
解体撤去・仮施設整備費										
特 殊 附 帯 工 事 費										
(小 計)										
そ の 他 の 工 事 費										
合 計										

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。  
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 3 F欄には、区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)  
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の金額に所定の補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。



事業実績報告書

1 整備対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 施設の設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員（人）

2 補助金に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 m<sup>2</sup>
- イ 敷地の所有関係  自己所有地  借地  買収（予定）地
- ウ 整備の区分  
(創設・改築・拡張・大規模修繕の別)  
 創設  改築  拡張  大規模修繕
- (賃借料加算の有無)  有  無
- (解体撤去工事の有無)  有  無
- (仮設施設整備工事の有無)  有  無
- (特殊附帯工事の有無)  有  無
- (初度設備の有無)  有  無
- エ 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延べ床面積 m<sup>2</sup>
- オ 建物の構造 ( ) 造

(2) 支出済総事業費内訳

項目	金額	備考
工事費	円	1㎡当たり 円
工事事務費	円	
賃借料加算	円	
その他の工事費	円	
解体撤去・仮施設整備費	円	
特殊附帯工事費	円	
合計	円	

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価(円)	金額(円)	整備目的及び必要理由
計					

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工実績

ア 直営・請負の別 直営 請負  
イ 契約年月日 年 月 日  
ウ 着工年月日 年 月 日  
エ 完成年月日 年 月 日  
オ 事業開始年月日 年 月 日

(4) 抵当権設定の有無 有 無

(5) その他参考事項

- ア 請負の場合は工事請負契約書の写し  
直営の場合は支払領収書の写し
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- ウ 各室の室名、用途及び面積を明らかにした表  
(事前協議書に添付したものと同一の場合は省略可)
- エ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図  
(事前協議書に添付したものと同一の場合は省略可)
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 契約書(又は請書)の写し
- キ 検収調書(又はそれに代わるもの)の写し

様式第10号（第13関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名 様

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金実績報告書を審査の結果、茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第11号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
事業者名  
代表者名

⑩

茨木市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市放課  
後児童クラブ施設整備事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円